住宅市街地総合整備事業（拠点開発型、街なか居住再生型）

社会資本整備総合交付金、
防災・安全交付金の基幹事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

拠点開発型の地区要件

【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね５ha以上（重点供給地域は概ね２ha以上）
- 原則として住宅戸数密度が３０戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね１ha以上
  （重点供給地域は概ね０．５ha以上）
- 三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- 原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的開発を行う区域を含む

街なか居住再生型の地区要件

【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね５ha以上
  （重点供給地域は概ね２ha以上）

【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね１ha以上30ha以下
  （重点供給地域は概ね０．５ha以上30ha以下）
- 一定の条件を満たす中心市街地
- 重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

良質な住宅の供給

拠点開発地区における
良質な住宅の供給

市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、　共同施設整備

（交付率：1/3）

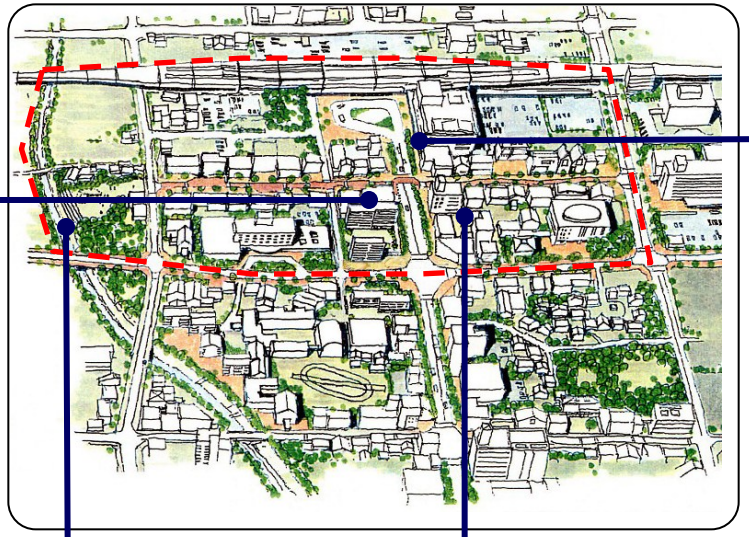

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備

コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）

空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等

等

（交付率：１/３）